

# Straight away

## IFRS bulletin from PwC

31 January 2011

### IASB と FASB が貸借対照表における唯一かつ最大の差異について対処するための公開草案を公表

#### 何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) における、貸借対照表上の相殺規定の差異に対処するための公開草案を公表しました。これは、今日の上記2つの会計フレームワーク間における、唯一かつ最大の、貸借対照表における定量的な差異です。当該公開草案により、貸借対照表上の金融資産と金融負債の相殺に関する、コンバージェンスされた基準が作成されることとなります。

#### 主な規定

当該公開草案は、企業に対し、相殺に係る無条件の権利を有し、かつ、資産および負債を純額ベースで決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行うかのどちらかの意思がある場合のみ、認識された金融資産と金融負債を相殺するよう求めています。

無条件の相殺権は、将来の事象の発生を条件とする権利ではありません。換言すれば、当該権利は事業の通常過程において存在し、あらゆる状況下において法的に強制力のあるものです (すなわち、債務不履行や倒産の発生を条件としていません)。

金融資産の実現と金融負債の決済は、当該取引が同時に行われ、総額に対する信用リスクや流動性リ

スクへのエクスポージャーがない場合のみ、同時決済と取り扱われます。

法的な相殺権が取引相手方の債務不履行のような何らかの将来事象の発生に基づいてのみ強制力をもつようなマスターネットティング契約は、当該相殺規定を満たしません。

#### 開示

当該公開草案は、現行の IFRS および US GAAP で求められているよりも広範囲の開示を要求しています。当該開示では、相殺権 (条件付相殺権および関連する担保契約を含む) に関する定量的情報に焦点が当てられています。

#### 経過措置および発効日

両審議会は、当該規定を、表示されたすべての貸借対照表に遡及適用することを提案しています。

この基準案の発効日は、別個のディスカッション・ペーパーに関する議論の結果の影響を受ける可能性があります。そのため、当該公開草案では、発効日の提案を行っていません。しかしながら、PwC では、最終基準の発効日は2013年1月1日より早くなることはない予想しています。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

1

## 影響を受ける企業は？

これらの提案は、主に、US GAAP に基づいて財務諸表を作成する金融機関に影響を与えます。今後これらの金融機関は、マスターネットティング契約の対象となるデリバティブ、現金担保やレポ取引を貸借対照表上で相殺する能力を有さなくなります。相殺に関するこの基準案は、IAS 第32号「金融商品：表示」と概ね首尾一貫しているため、IFRS 財務諸表作成者においては、主な影響は追加的な開示規定に関連するものとなるでしょう。

## 何をすべきか？

当コメント・レターの募集期限は2011年4月28日であり、最終基準の公表は2011年半ばに予定されています。経営者は当提案に対する自身の見解が確実に考慮されるよう、当該公開草案に対しコメントするよう検討すべきでしょう。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.